

(年税 33)(地 I 148)
平成29年8月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課が各都道府県衛生主管部(局)宛に通知した「持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について」に関する事務連絡文書並びに資料を送付いたします。

医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「平成18年改正法」という。)が改正され、平成18年改正法附則第10条の3第1項に規定する、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画に対する厚生労働大臣の認定(以下「認定」という。)に係る認定期限が3年間延長されるとともに、認定要件等が見直されました。

上記事務連絡文書は、この改正を受け、認定医療法人制度の改正前の現行の要件で認定等を受ける場合の申請手続きについて、通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件の周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

(別添文書)

- 持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行する計画の認定を受けるための申請について
- 別添1 持分なし医療法人への移行計画の認定制度について
- 別添2 持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長
- 別添3 (参考)現行の移行計画認定制度での認定を希望している医療法人の例